

第8回 宇陀市学校適正化推進委員会

令和5年5月23日(火)
宇陀市役所 大会議室

宇陀市学校規模適正化検討委員会の答申

(1) 宇陀市立小・中学校の規模の適正化に関する基本的な考え方について

宇陀市立小・中学校の規模は、子ども同士が刺激し合い、学力・体力を高め合うとともに、社会性や協調性、コミュニケーション能力を身に付けることができる環境を確保するために、**各学年2～3学級を適正とする。**

ただし、地域住民、特に学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の意見を踏まえ、適正な規模を維持できない小・中学校を存続させる場合には、「一人一人が行き届いたきめ細かな指導を受けることができる」という少人数指導のメリットを最大限に生かした**特色のある教育**を行うとともに、そのデメリットを克服するための手立てを講じること。

(2) 宇陀市立小・中学校の配置の適正化に関する基本的な考え方について

宇陀市立小・中学校の配置は、徒歩通学、バス通学にかかわらず、**概ね30分程度の通学時間を適正とする。**

Ⅰ 諮問事項

- (1) 宇陀市立小・中学校の適正化の具体的な在り方について

- (2) 宇陀市立小・中学校の適正化により充実を期待する教育内容について

基本案（イの案） 4地域に小中一貫校

大宇陀小 117(20)①
大宇陀中 58(19)①

菟田野小 92(15)①
菟田野中 66(22)①

榛原小 166(28)①
榛原東小 120(20)①
榛原西小 56(9)①
342(57)②
榛原中 178(59)②

室生小 59(10)①
室生中 29(10)①

R19

4小中一貫校

大宇陀小 134(22)①
大宇陀中 66(22)①

菟田野小 105(17)①
菟田野中 75(25)①

榛原小 191(32)①
榛原東小 138(23)①
榛原西小 64(11)①
393(66)②

榛原中 205(68)②

室生小 67(11)①
室生中 33(11)①

R14

1小学校
1中学校
3小中一貫校

大宇陀小 152(25)①
大宇陀中 80(27)①

菟田野小 119(20)①
菟田野中 92(31)①

榛原小 216(36)②
榛原西小 72(12)①
288(48)②

榛原東小 156(26)①

榛原中 294(98)③

室生小 76(13)①
室生中 47(16)①

R9

2小学校
1中学校
3小中一貫校

宇陀市内小学校の児童数予測（令和11年度）

○ 令和5年5月現在の住民基本台帳に基づき、昨年度（令和4年度）生まれた子どもが小学校1年生時の児童数は**630人**になる。

小学校 入学年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度 令和4年度 生まれ	全校 児童数
大字陀小	24	20	27	17	11	11	110
菟田野小	23	24	16	17	17	17	114
榛原小	36	34	31	24	23	10	158
榛原東小	22	36	19	25	13	10	125
榛原西小	13	10	15	8	11	5	62
室生小	17	8	9	8	12	7	61
合計	135	132	117	99	87	60	630

(6年生) (5年生) (4年生) (3年生) (2年生) (1年生)

基本案（イの案） 4地域に小中一貫校

大字陀小 117(20)①

大字陀中 58(19)①

菟田野小 92(15)①

菟田野中 66(22)①

榛原小 166(28)①

榛原東小 120(20)①

榛原西小 56(9)①

242(57)②

児童数予測

610人

【R4.5月現在】

R19

4小中一貫校

R11

児童数予測

630人

【R5.5月現在】

榛原小 191(32)①

榛原東小 138(23)①

榛原西小 64(11)①

393(66)②

児童数予測

699人

【R4.5月現在】

R14

1小学校
1中学校
3小中一貫校

R9

児童数予測

806人

【R5.5月現在】

榛原小 216(36)②

榛原西小 72(12)①

288(48)②

児童数予測

791人

【R4.5月現在】

R9

2小学校
1中学校
3小中一貫校

関連する用語について

1 複式学級

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
(標準法)

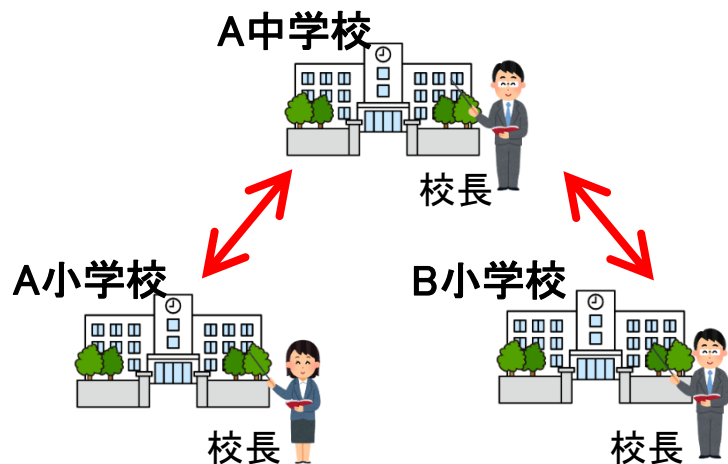
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国の基準	8人	16人	16人	16人	16人	
奈良県の基準	6人	14人	14人	14人	14人	

2 小中一貫校

小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す学校

(1) 小中一貫型小・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態 ⇒ それぞれの学校に校長、教職員組織



○小学校教員が中学校教員を、中学校教員が小学校教員を兼務することにより、柔軟な指導体制を組むことができる。

(2) 義務教育学校

新たな学校種(一つの学校)
⇒ 一人の校長、一つの教職員組織

修業年限: 9年
(前期課程6年+後期課程3年)

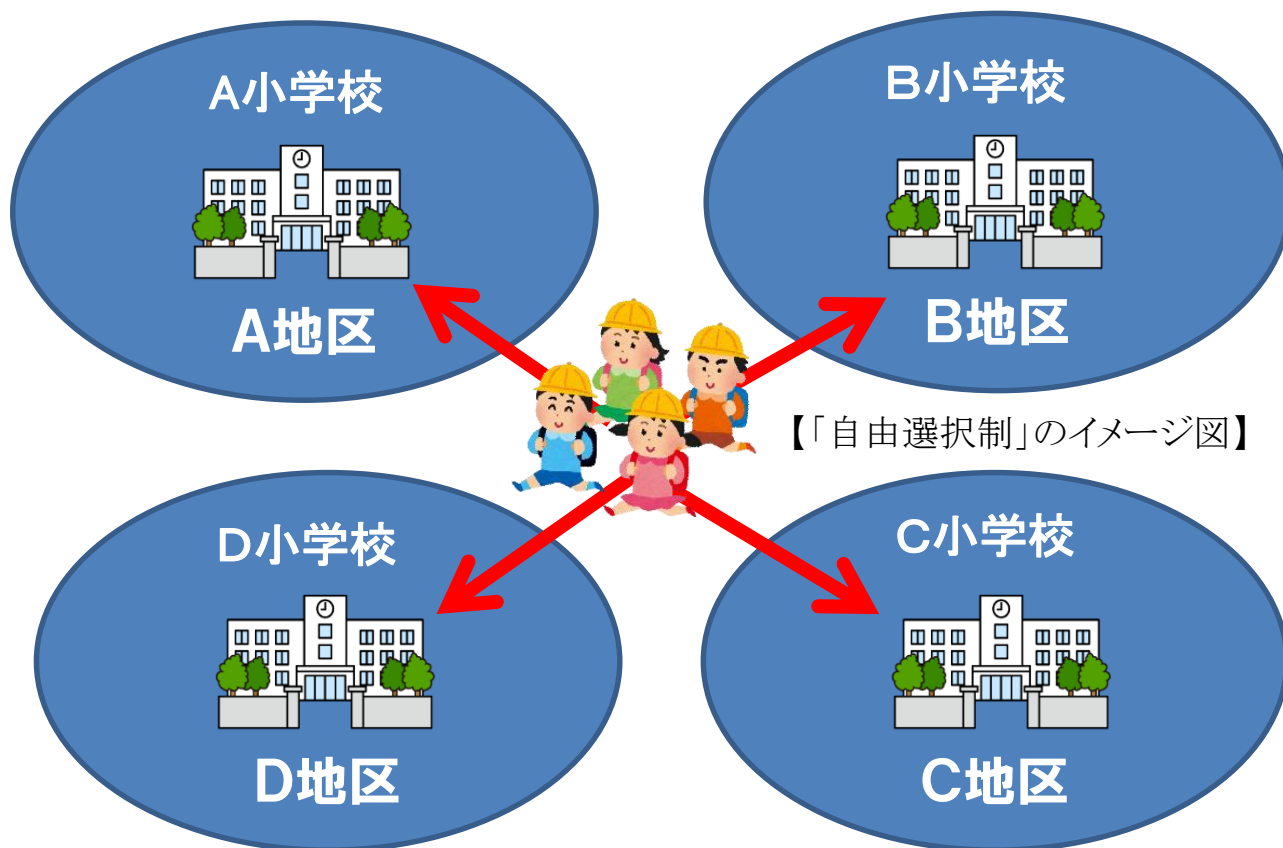


※ (1)(2)いずれも施設分離型、施設一体型での実施形態が可能。

○小中一貫校と同様に、柔軟な指導体制を組むことができる。
○9年間を通して子どもを育てるといふ教員の意識を醸成しやすい。

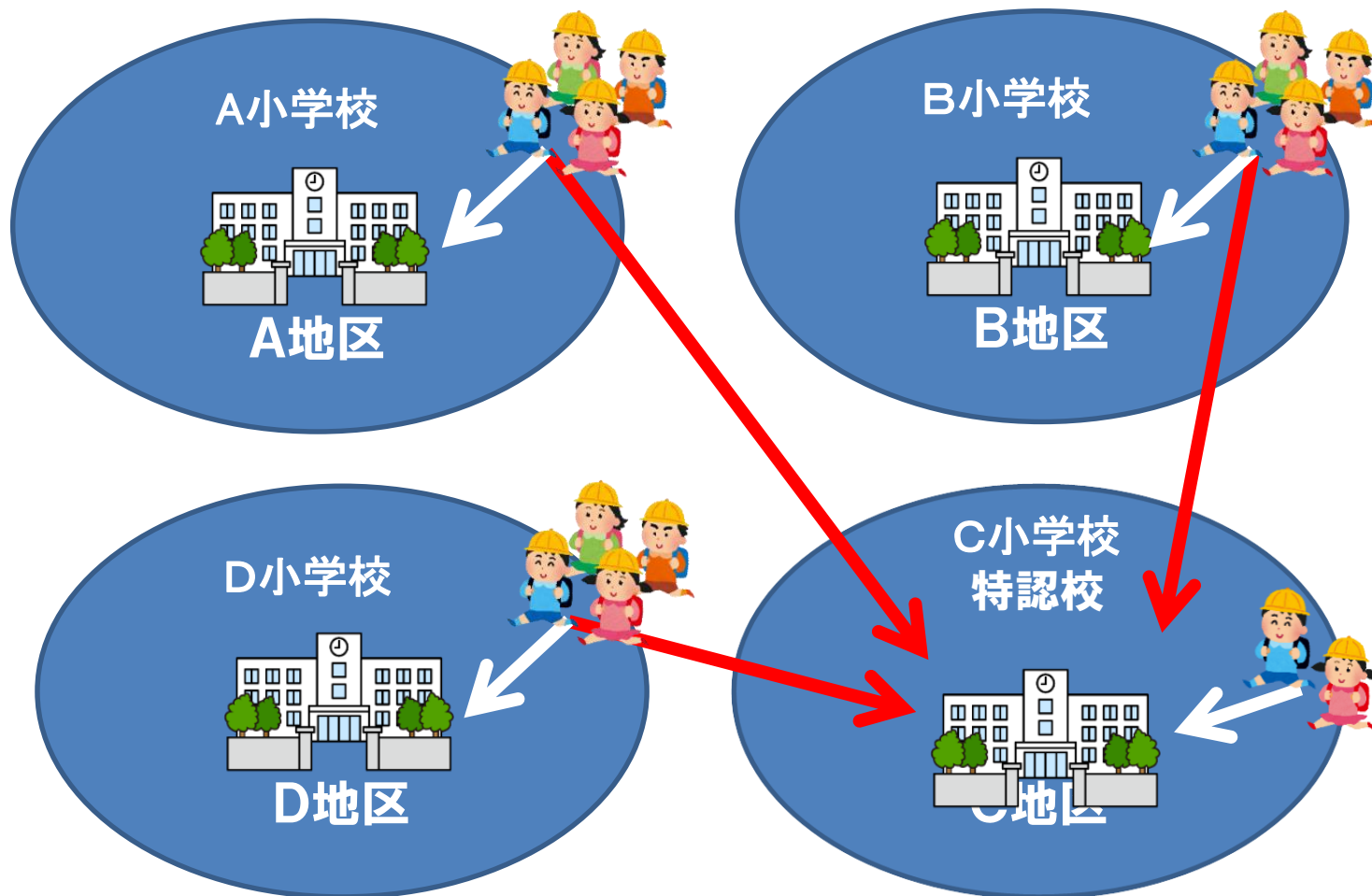
3 学校選択制

教育委員会は、居住地などを基に就学すべき小中学校を指定するが、あらかじめ保護者の意見を聞いて、就学校の指定をする場合を「**学校選択制**」といい、全ての学校について選択を認める「**自由選択制**」のほかに、「**ブロック選択制**」「**隣接地区選択制**」「**特認校制**」などがある。



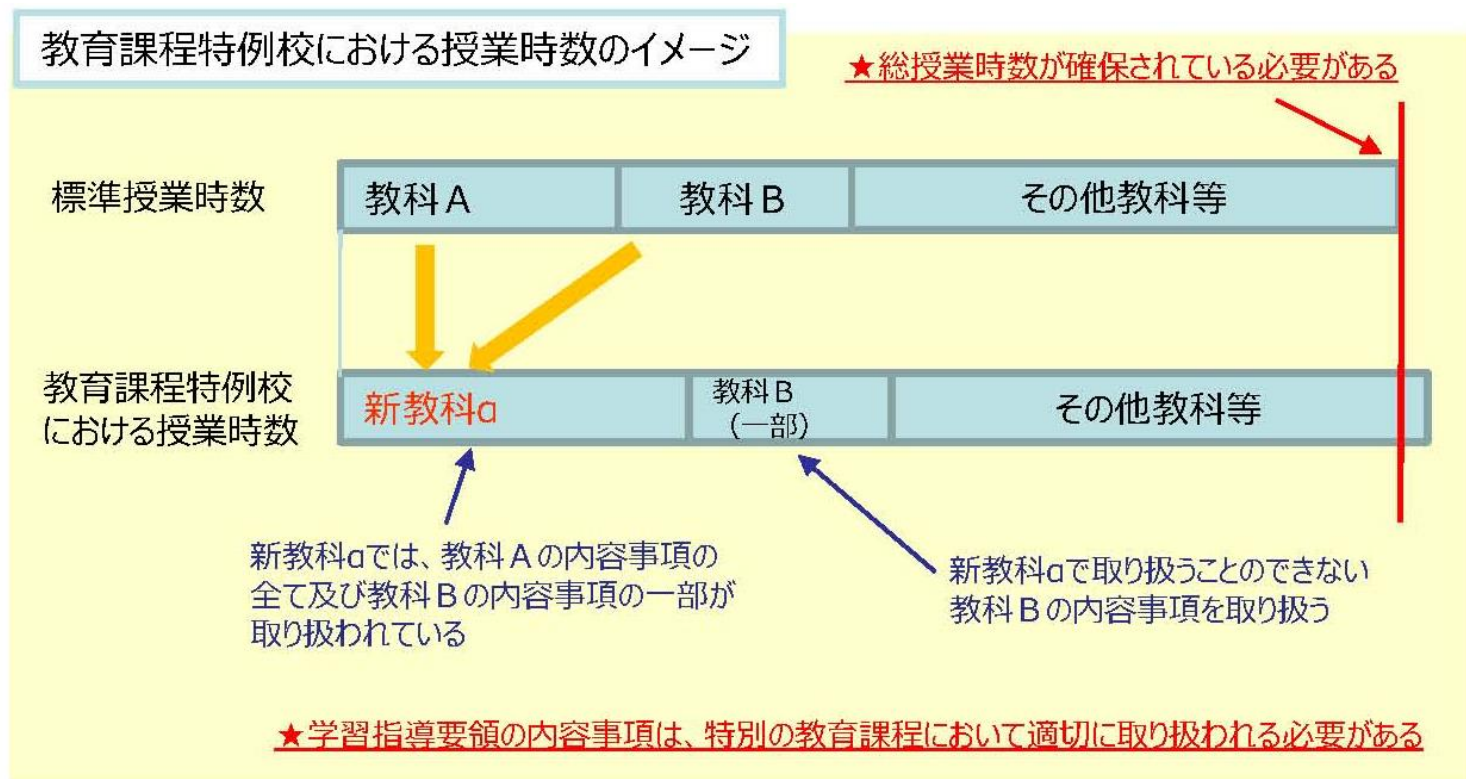
4 特認校制

これまでの通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも選択を認めるもの。



5 教育課程特例校

学校又は地域の実態に照らし、より効果的で特色のある教育を実施するための特別の教育課程を編成する学校



【文部科学省HPより】

- (例)
- 大阪教育大学附属池田小学校：社会科、特別活動、総合的な学習の時間を削減し、新教科「安全科」を設定。
 - 東京都立川市：社会科や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小中学校が連携した学習活動を実施。